

令和 7 年(2025 年) 1 1 月 1 1 日

保健部地域医療課

下関市島戸診療所に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市島戸診療所に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります。令和 7 年 1 2 月議会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- | | |
|--------|---|
| ①名 称 | 下関市島戸診療所 |
| ②所 在 地 | 下関市豊北町大字神田 4 0 2 5 番地 2 |
| ③施設内容 | 木造 1 階建 延床面積 8 0 . 3 2 m ²
平成 3 年 3 月設置 |

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日 (2 年間)

(3) 指定管理候補者の概要

- | | |
|---------|--|
| ①名称 | 医療法人社団若草会木本クリニック |
| ②所在地 | 下関市豊北町大字阿川 3 7 9 6 番地 1 |
| ③主な業務内容 | 診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。
・診療所の運営
・指定管理施設の管理運営 |

2 選定までの経緯

- | | |
|--------------------|--|
| 令和 7 年 9 月 1 6 日 | 非公募により申込書の受付開始 |
| 令和 7 年 1 0 月 1 0 日 | 申込受付の終了 |
| 令和 7 年 1 0 月 2 8 日 | 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）を開催 |
| 令和 7 年 1 0 月 3 1 日 | 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）から下関市長が意見書を受理 |

令和 7 年 1 1 月 5 日 下関市が指定管理候補者を選定

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）を開催し、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等により総合的に審議し、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、応募団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）の委員（3人）

【学識経験者】 河本 乃里（下関市立大学 助教）・・・委員長

【財務に関する有識者】 坂井 孝義（税理士）

【当該指定管理施設の管理運営又は利用に関する有識者】

八角 誠（下関市保健部長）

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

別紙 1 のとおり

各委員 1 0 0 点満点の採点方式により選定することとし、最低制限基準（全ての項目が標準点であった場合の得点）を 6 4 点としました。

6 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）の審査結果

（1）採点結果

A 委員	B 委員	C 委員	合計点	平均点
6 6	6 7	6 6	1 9 9	6 6

（2）下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）の答申

医療法人社団若草会木本クリニックは、下関市島戸診療所の指定管理候補者として適当である。

（3）議事録（概要）

別紙 2 のとおり

7 選定結果

下関市は、下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、医療法人社団若草会木本クリニックを指定管理候補者に選定しました。

（１）選定された団体の主な提案内容

別紙３のとおり

（２）選定の主な理由

ア）下関市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例第４条第１項各号に定める選定の基準を満たしているため。

イ）下関市指定管理候補者選定委員会（下関市島戸診療所）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 提案額（指定管理料）

年度	指定管理料
令和８年度	１，２２０千円
令和９年度	１，２８０千円
２年間の合計額	２，５００千円